

公表資料

令和 7 年 9 月 10 日
総務部 総務課

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 懲戒処分

① 勤務態度不良

被処分者	農林水産部 技師 30 代
処分内容	戒告
処分年月日	令和 7 年 9 月 8 日
概要	当該職員は、勤務時間中の不必要な離席が多く、理由のない離席は控えるよう上司から指導を受けるが改善が見られなかった。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号

② 欠勤

被処分者	市民生活部 主事 20 代
処分内容	停職 2 月
処分年月日	令和 7 年 9 月 8 日
概要	当該職員は、約 2 ヶ月間正当な理由なく欠勤を繰り返した。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

③ 休暇の虚偽申請

被処分者	農林水産部 主任技師 40 代
処分内容	停職 1 月
処分年月日	令和 7 年 9 月 8 日
概要	当該職員は、忌引休暇を取得する際、取得要件となる事実がないにも関わらず、虚偽申請し休暇を取得した。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

2 その他

上記処分のほか、令和 6 年度物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の請求漏れに係る職員 7 名に対し、文書訓告による処分を行った。